

奈良県土木技術職員修学資金 修学生募集要領

【令和6年度 第3回】

令和6年8月
奈良県県土マネジメント部総務課

〒630-8501
奈良市登大路町30番地(県庁分庁舎6階)
電話 0742-27-7489

受付期間: 令和6年10月31日(木)まで

1 概要

将来、奈良県土木技術職員（以下、「県土木技術職員」という。）になることを志す学生を対象に修学資金を貸与し、また、一定の条件を満たした場合には修学資金の返還を全額免除します。

2 募集内容

（1）対象者

大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下、「学校等」という。）の土木工学科その他土木に関する学科（※1）を専攻し、卒業後に県土木技術職員になることを志す方。なお、今年度が正規の修業年限（大学であれば4年）の最終年次の方および修業年限を超えている方は対象外です。

※1：別表1に学科を例示します。また、この表に記載のない学科であっても、対象となる場合がありますので、詳細については、「8 問合せ先」までお問合せ下さい。

（2）募集人数

10名程度

(3) 貸与決定

書類審査及び面接により決定します。

(4) 応募方法

1) 提出書類（貸与決定までに提出いただく書類）

a) 応募時

- ・ 修学資金貸与志願書・・・①
- ・ 自己 PR シート・・・②

b) 貸与内定（仮決定）時

- ・ 奈良県土木技術職員修学資金貸与申請書（第 1 号様式）・・・③
- ・ 申請者の住民票の写し・・・④
- ・ 学校等の在学証明書・・・⑤
- ・ 保証書（第 2 号様式）・・・⑥
- ・ 保証人の印鑑登録証明書・・・⑦
- ・ 口座振替申出書兼相手方登録依頼書・・・⑧
- ・ 委任状（申請者と口座名義人が異なる場合のみ必要）・・・⑨

2) 提出期限・提出方法

① 貸与志願書、②自己 PR シート

令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）

※令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）消印有効です。

提出方法は簡易書留郵便に限ります。

期日までに貸与志願書、自己 PR シートを提出された方には面接日時などをご連絡します。

② 奈良県土木技術職員修学資金貸与申請書～⑨委任状

貸与内定（仮決定）後に連絡します。

3) 注意事項

- ・ 申請者は、本要領のほか「奈良県土木技術職員修学資金貸与条例」及び「奈良県土木技術職員修学資金貸与条例施行規則」をよく読み、本制度の内容を十分理解したうえで応募してください。
- ・ 申請書などの提出書類は、遺漏のないよう正確に記載してください。
- ・ 提出書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。
- ・ 提出された個人情報、この選考以外には使用しません。

4) 2年目以降の貸与継続確認について

毎年度はじめに貸与継続確認書と成績証明書を提出していただく予定です。なお、学業成績が著しく不良となったと認められるときは貸与を打ち切る場合があります。

(5) 貸与開始までのスケジュール目安

- ・ 10月31日：貸与志願書、自己PRシートの提出
- ・ 11月上旬頃：貸与志願書、自己PRシートの審査及び面接
- ・ ：貸与内定（仮決定）
- ・ 11月中旬頃：貸与申請書、保証書等の提出
- ・ ：書類審査
- ・ ：貸与決定（貸与決定通知書を送付します。）
- ・ 11月下旬頃：請求書、借用証書の提出
- ・ 12月上旬頃：貸与開始（※4月分から貸与します。）

3 貸与について

(1) 貸与額

月額5万円

(2) 貸与期間

正規の修業年限を満了するまでの間貸与を受けることができます。

※学校等を卒業後、引き続き他の学校等に在学する場合は通算して5年まで貸与を受けることができます。ただし、他の学校等に進学する毎に審査及び面接を受けていただきます。

(3) 貸与時期

原則、6月、9月、12月、3月に当該月分までを指定の口座に振り込みます。

(4) 保証人

修学資金の貸与を受けるには、独立の生計を営む成年者1名を保証人とする必要があります。保証人は修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

なお、申請者が未成年者の場合、保証人は申請者の法定代理人とします。

(5) 貸与の休止（休学・停学）

休学または停学の処分を受けた場合は、休学または停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を休止します。

(6) 貸与の打ち切り（退学・辞退等）

修学生が次のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与を打ち切ります。この場合、貸与を受けた修学資金は返還しなければなりません。返還に係る手続きは「5 修学資金の返還について」をご確認ください。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

4 修学資金の返還免除について

次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、修学資金の返還の全部又は一部を免除することができます。

【全額免除】

- ・ 県土木技術職員となった日から起算して、引き続き10年間在職したとき
- ・ 在職期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

【一部免除】

- ・ 在職期間が10年に達する日までの間に在職しなくなったとき
- ・ 死亡したとき、規則第11条で定める程度以上の災害を受けたとき、もしくは疾病にかかったとき又はやむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなったと認められるとき

5 修学資金の返還について

次のいずれかに該当する場合、必要な手続きをとり貸与を受けた修学資金を返還しなければなりません。

- ① 貸与が打ち切られたとき
- ② 学校等を卒業後、直ちに県土木技術職員とならなかったとき（ただし、卒業後に他の大学等に在学している時を除く）
- ③ 県土木技術職員となった後、10年間在職しなかったとき

(1) 返還方法

返還事由が生じた日の属する月から起算して、一年以内に、月賦その他規則で定める均等払の方法により分割返還していただきます。

なお、返還決定後、県より納入通知書を送付しますので、県指定の金融機関窓口にて返還してください。コンビニエンスストアでの支払には対応していません。

（２）延滞利息

修学資金の貸与を受けた者が正当な理由なく期限までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.95%の割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

ただし、修学資金を返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めた場合、延滞利息は免除されます。

（３）返還履行猶予

災害、疾病その他やむを得ない理由がある場合、理由が継続する間は修学資金の返還債務の履行を猶予することができます。返還の履行猶予を受けようとする方は、理由を証明する書類を添えて履行猶予申請書を提出する必要があります。

6 特記事項

- ・修学資金の返還を免除することができるのは、奈良県職員採用試験で試験分野：総合土木※に合格した場合に限ります。その他の試験分野（建築や造園など）での合格は返還免除の対象外となり返還義務が生じます。
- ・貸与の決定が、県土木技術職員として採用されることを保証するものではありません。貸与を受けた方でも別途、奈良県職員採用試験に合格する必要があり、採用試験で不合格となった場合は修学資金の返還義務が生じます。
- ・加えて、修学資金の返還を免除することができるのは、学校等を卒業後、直ちに県土木技術職員となった場合に限りますので、卒業した年度の翌年度以降に採用試験に合格しても返還義務は生じます。

※総合土木：令和6年度採用試験時の試験分野であり、今後変わる場合があります。

7 提出書類一覧表

提出事項	提出書類名	様式	添付書類
応募時	修学資金貸与志願書	様式①	—
	自己 PR シート	様式②	—
貸与内定（仮決定）時	修学資金貸与申請書	第 1 号様式	・申請者の住民票の写し ・学校等の在学証明書
	保証書	第 2 号様式	・保証人の印鑑登録証明書
	口座振替申出書	様式③	—
	委任状	様式③- 2	—
修学資金の貸与を受ける時	請求書	様式④	—
	借用証書	第 4 号様式	—
2 年目以降貸与を継続するとき	貸与継続確認書	様式⑤	・成績証明書
返還免除を受けようとするとき	返還免除申請書	第 5 号様式	—
返還するとき	分割返還明細書	第 6 号様式	—
災害・疾病等で返還困難な場合	履行猶予申請書	第 7 号様式	—
死亡したとき	死亡届	第 8 号様式	・診断書
貸与を受けることを辞退するとき	辞退届	様式⑥	—
退・休・停・復学するとき	退・休・停・復学届	様式⑦	・学校の証明書
・修学生 ・修学資金の貸与を受けた者 ・保証人 が 氏名住所変更したとき	変更事項等届出書	様式⑧	—
保証人を変更したとき	保証書 (兼 保証人の変更承諾書)	様式⑨	・変更後の保証人の印鑑登録証明書

8 問合せ先・書類提出先

奈良県県土マネジメント部総務課

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL:0742-27-7489（直通） FAX:0742-27-0343

メールアドレス: dobokusomu@office.pref.nara.lg.jp

別表1：「土木工学科その他土木に関する学科又はこれに類するもの」の例示

- ・土木工学科、土木環境工学科、土木建設工学科、土木建築工学科
- ・建設工学科、建設環境工学科、建設基礎工学科、建設システム工学科
- ・地球工学科、地球総合工学科
- ・社会開発工学科、社会建設工学科、社会基盤工学科、社会環境工学科、社会システム土木系学科、社会工学科
- ・都市工学科、都市システム工学科、都市デザイン工学科、都市学科、都市創造工学科、都市環境工学科、環境システム工学科
- ・環境建設科、環境設計工学科、環境土木科、環境都市工学科、環境土木・建築学科、環境建設工学科
- ・交通工学科
- ・市民工学科
- ・水工土木工学科、水環境・土木工学科
- ・建築・都市環境工学科
- ・開発工学科
- ・構造工学科
- ・創造工学科

学科名について、科目名が合っていれば、「科」「学科」「工学科」はいずれにも置き換えることができます。